

平成 29 年 12 月議会定例記者会見

会見記録

市長 おはようございます。12月議会の関係につきまして、私の方から説明いたします。

12月議会におきましては、全部で17件です。報告案件が2件、補正予算が2件、条例9件、指定管理者の指定が1件、契約、人事案件、諮問、それぞれ1件でございます。それぞれにつきまして、私の方から、主な部分について説明をさせていただきます。

【補正予算】

市長 まずは、補正予算でございますけれども、全体といたしましては、45万1千円の減額補正ということで、補正後の予算が372億7,004万7千円となります。その中で、特にお伝えしておくべきこととしては、議案書の9ページになるんですけど、中断の債務負担行為の部分がありますが、いわゆる、今年度から制度を見直しております「いきいきクーポン」なんですけれども、これを当初からスタートしていくと、業者の選定等さまざまな時間がかかりまして、実際のクーポン使える期間というのが、半年強ということで、非常に短くなってしまいうお声もありましたので、本年度、債務負担行為を設定することで、来年度なるべく速やかに業者を選定したりでありますとか、実際のクーポンの配布、使用開始を早めて、なるべく長い間クーポンを使っていたくための債務負担行為をここに追加をしたということでございます。それが、補正予算についてはその1点でございます。

【生駒市職員定数条例の一部を改正する条例】

市長 続きまして条例でありますけれども、議案で言いますと28ページになるんですけど、「生駒市職員定数条例の一部を改正する条例」でございます。これは、以前かなり大きな定数を条例で定めておりましたものを、ご案内のとおり、生駒市は基本的には職員800名にするという大きな方針でやってきたことも踏まえまして、定数条例を見直して枠を絞ったんですけど、今実際に産休とか育休とかいうような職員もおりますし、かなり減ってますし、部局ごとに定めたりするものですから、そういう意味ではかなり定数条例が今非常に厳しくなりすぎてですね、弾力的な運用ができないところもございます。そういうこともございまして、市長部局の定数をですね、479名から509名に30名増員をして、全体としては今840名となっておりますけど、870名に増員いたします。

しかし、これは職員数を870にするとかですね、そういうことではまったくございませんで、あくまで最上限の枠というものを条例で定めるというだけのことでございますので、われわれが目指すべき方向としては、職員数は800人というのはまったく変わっておりません。ただ、この800人の中には産休とか育休、あとは病気とですね、今休んでいるというものは外して800名という運用しておりますので、職員数自体は800名プラス何十名かいるんですけど、実際に実働で長期に休んでないというもので言えば800名で運用しておりますので、そういうことでご理解を賜ればと思います。目標ということろ

は変わっておりません。

【生駒市の一般職の給与に関する条例及び市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例】

市長 飛ばしまして「生駒市の一般職の給与に関する条例及び市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」でございます。これにつきましては、いわゆる職務給というものが行政の世界にございますけれども、これにつきましては、国のさまざまな制度でありますとか、自治体の制度等も鑑みまして、今まで、8級制というのは変わらないんですけど、これまでの現行の8級の段階を組み替えていくということでございます。今までですね、課長級の主幹がいますけれども、基準を変えて、5級に主幹というのを置いています。これが係長から管理職になるところで一定係をまとめていきながらも、課全体を見ていく、管理職の手前のポストというような位置づけにいたしまして、8級制をこれからは生駒市でいくということでございます。その改正にあたる条例でございます。

【生駒市の都市公園条例の一部を改正する条例】

市長 「生駒市の都市公園条例の一部を改正する条例」というのがございます。これにつきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の制定により、都市公園法の一部が国の方で改正されておりまして、都市公園の中に保育園でありますとか、それ以外の、まちの課題に対応すべきものとして、法令で定められている施設というものを立てていくことができるということになっております。その中で、都市公園内におきまして、生駒市におきましては山麓公園で障がい者の就労の充実を図るために、社会福祉施設というようなものを実際に設置をしていく、占用を認めていくということで、その占用に伴う使用料の額などを条例で定めるというのがこの条例でございます。

【生駒市火災予防条例の一部を改正する条例】

市長 最後でございますけれども、「生駒市火災予防条例の一部を改正する条例」というのがございます。これにつきましては、もちろん消防法の方ですね、建物自体に消防法上の問題があるときに、実際に公表したり是正措置を行ったり、法律上の対応というのはもちろん国が取ってますけれども、例えば、消防法で違反のある防火建築物に対して国の制度で命令したのちに、実際に公示されるまでの間、この建物は消防法上問題があるんですよというようなことを、きちんと、そこを利用する方に公表して情報提供するところを、よりきめ細やかにするために、国の制度だけではなくて、市町村においても条例で対応してくださいということで、国から話があったということです。各自治体の方で検討今していると思いますが、生駒市におきましても、非常に多くの方が利用する、不特定多数の利用がある建物等につきまして、この消防法上の「今問題がある状況でありますよ」ということとか、そういうものを設置していく、情報提供していくというのが、条例でございます。非常にきめ細やかな、市民に対する情報提供ということでご理解いただければと思います。

私の方からは以上でございます。

【 質疑応答 】

〔補正予算〕

記者 減額補正を出すことは珍しいこととか、特にそういうことはあるんでしょうか。

市長 減額補正はそんなに珍しいことではありません。

市担当者 組織改編や人事異動に伴う人件費が、例えば、土木費にたくさん付いていた人件費が、人事異動とか人事院勧告とかで、土木費では減額して消防費が上がる、そういった入れ替えをやって、トータルで、職員やめたりしてる分もあったりするんですけど、トータルで45万1千円減額だけ減額になったということです。珍しいことではないし、僕らの感覚では非常に地味な補正だということでございます。

記者 生駒市、過去に減額の補正予算でいつでしたか。直近は。

市担当者 何回もあります。

〔生駒市の一般職の給与に関する条例及び市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例〕

記者 職員の給与に関する条例の、主任とかのはなしなんですけど。4月の異動のときになるんですか。

市担当者 そうです。

記者 これは、そうすると、今と、例えば、仮に4級の主任で4級は維持されても係長が主査に変わる、そういう理解でいいですか。

市担当者 4級の主任は、4月では3級の主任になります。

記者 階級が下がるわけですね。

市担当者 そうです、級は下がります。

記者 その人の属性というのは、肩書にあるんじゃないじゃなくて、階級に、級にあるんじゃないんですか。

市担当者 給料の級は4級ですけど、主任というのは4月以降は3級になります。

記者 そうなんですけど、だから、今、主任である人は、4月以降同じ。今度、係長になるということですか。

市担当者 いいえ、昇格したら係長ですけど。

記者 つまり、昇格というのは、肩書で昇格になるんですか。

市担当者 そうです。もちろん級も同時に上がりますけれども。

記者 主任の人は、4級の人は来年の、4級主任の人は3級主任、今までの、どう、下がる。

市担当者 そうですね。

記者 ということは、給料下がるということですか。

市担当者 給料は一応、直近下位といいいますか、給料表がずっとあるんですけども、4月1日に4級主任が3級の一番近いところの級に少し下がりますけれども。今、4級の何号と格付けされている人がいるとすると。

記者 4級でもまたいくつかの。

市担当者 そうです。号級がたくさんあるんで毎年上がっていくんですけど、それが3級の一番近い号級のところに一旦行きます。

記者 今までより下がる。

市担当者 個人によって変わりますが、下がる方の改正なので、5年間は現給保障と言いまして、現給の給料は、5年間は保障させていただきます。例えば、極端に言うと、25万の人が20万になったとしても、5年間は25万円。

記者 それは別途条例で定めているんですか。

市担当者 この条例の中に入れてます。

市担当者 これは俗に言われている「わたり」の解消の条例です。

記者 今、主幹である人は、7級の、この人はどうなるんですか。

市担当者 名前は主幹というのがなくなりましたんで、今考えておりますのが、課課長という名前。若干二人ほどおるんですけど。課課長という名前に変えさせていただきます。

記者 今、ひとつの課に課長と主幹は、複数はいないんですか。

市担当者 おられるところもあります。

市担当者 今、二人しかいません。

記者 主幹自体が二人しか。

市担当者 はい。

記者 つまり、課長が二人併存することはないんですね。

副市長 場合によっては、今の主幹の人が、今後、課課長とかになることはあります。

市担当者 今まで課長と主幹は同じ7級ですけど、管理職手当に若干の差があるです。今、その主幹というのは、二人しか市役所内にいないんですけど、来年度は7級が課長、主幹というのはちょっと紛らわしいんですけど、今度主幹というポストは5級になりますので、今までの主幹の方は、そのままの級でいくとしたら、課課長みたいな名称になります。

記者 今まで主幹と言えば、ちょっと偉そうな感じだったんですけど、来年以降は。

市担当者 今まで主幹は7級だったんですけど。

記者 課長補佐からすると、課長補佐より下がる。

市担当者 そういうことです。

記者 来年からの新しい主幹は、どういう位置づけになるんでしょうか。

市担当者 非管理職ではあるんですけど、係長の上の位置づけをしておりますんで、補佐と言えばあれなんですけど、課全体を見てもらう。非管理職でありますけれども、係長よりか課全体を見てもらうというふうになります。

記者 課長の次の課長補佐の次の主幹という。

市担当者 課長補佐補佐とは付けられないので。

記者 5級に新しい主幹が挿入されて、係長とか主任とか主事というのが順次繰り下がっていく。

市担当者 そうです。

記者 副主事、副技師というのはなくなる。

市担当者 なくなります。

記者 一旦1級の方に下がるんですか。

市担当者 そのものがなくなりますんで、1級からすぐに主事ということになります。副主事を通さずに。

記者 給料表とかはそのままなんですか。

市担当者 給料表はそのままです。

記者 全体的に下がっていく方向ですよ。

市担当者 そうですね。級が下がる方は一旦さがりますけれども、昇給等で戻ってくる。ただ、5年間は現給保障をさせてもらうと。

市担当者 だから、5年間の現給保障の間に、順調に頑張っていたら当然級が上がりますので、給与は上がります。下がることはないです。

記者 肩書というのが表面上のもので、本人の査定というのは級なんだと思ったんですけど。そうじゃないんですね。肩書の方で査定する、その人の。

市担当者 査定というのは。

記者 給料の方なんですけど。公務員はそういう世界なんですね。

市担当者 この級はどういう職の人が就くかと、そういう分け方をしていますので。

記者 そうでしょ。だから、4級の人がどういう職に就くのかというのが、今4級ならば次は係長じゃないんですか。

市担当者 主任なので。主任というのは、一旦4級から3級に下がりますので。

記者 4級の人はどういう職に就くかということなんですよ。だから、4級の人には4級なんだから次は係長につく。そうじゃないんですね。だから、肩書のその人の属性が、なんですよ。

市担当者 そうですね。

市担当者 基本は、地方の給料っていうのは、国家公務員の給料表に準拠してるんです。国の方は、4級が係長なんです。でも、生駒とかその他多くの自治体は、5級が係長というところが結構あったんです。それに、係長は4級にしろという国からの指導が来てたんですね。それに合わせて全自治体がそれに合わせていってる途上なんです。うちらどちらかという遅い方なんですけども、だからこのたびようやく組合とも交渉が整って、4級を係長にしましたということです。だから5級の係長はダメですよと国の方から指導されているということです。全国的に。

記者 生駒市独自の施策じゃなくて。

市担当者 違います。国の給料表に準拠してるんだから、同じように合わせてくださいと、合わせなさいということなので、4級を係長にすると。みなさんご懸念のように、確かに級が下がれば給料は下がります。級で給料は号給があって、天が、いちばんトップの給料があるんですけど、3級より4級の方が当然トップの給料は高いんですけど。

記者 その話を聞くと、逆に地方は、生駒だとは言わないけど、高めに設定してたということですか。本来、4級のはずなのに5級の給料をもらってたということですか。

市担当者 そういうことでございます。

記者 それは生駒に限らず、地方が。

市担当者 はい。

記者 それを是正しろと。

市担当者 そうですね。国に合わせてということで。

市担当者 だから「わたり」を解消しろといわれているその「わたり」とはそれです。

市担当者 係長級で、国と生駒と比べて特段高いということではないんですけど。年数がかかってますんで。給料が多いということは、それだけ年数がかかってますんで。

記者 相当の抵抗があってもおかしくない。

市担当者 これはもう10年来です。

市担当者 だから、ずっと交渉やって、ようやく整ったということです。

記者 副っていう職業がなくなっているのは、これも国の指導ですか。

市担当者　そうですね。副とつく職のものが係長と同じ級にあるのはおかしいと、国から指導がありましたんで、これはなくします。

〔報告案件〕

記者　専決処分の4ページの「公用車を方向転換しようとして接触した」と。これはどういう事案なんですか。

市長　これは、選挙の日に選挙関係で。投票所とか見ている時に、車が駐車していた他の車にぶつかったということです。

記者　これは、選挙事務に従事してた方。

市長　そうです。

市担当者　各投票所で投票録という記録を作ってもらわないといけないんです。それを各投票所に配布している途中に、車の方向転換をしたときに、駐車場でちょっと接触してしまったものです。えらい雨も降ってまして、ちょっと見えなかったようです。

〔補正予算〕

市長　減額補正は、平成21年12月議会以来だそうです。

〔人事案件〕

記者　教育委員は、これは交代か新任かどっちですか。

市長　今回の方は継続される方です。

記者　任期4年ですよ。

市長　任期は4年です。

記者　この前の8人に増やしたときの人ではなかったでしたっけ。2年か前に8人に増やしましたよね。その時に新任した人ではなかったでしたっけ。

市長　そのとき新任した人です。

記者　任期は4年ちゃいましたっけ。

市長　その時は任期が2年とか4年とかありまして、今回はきちんと4年で。その当時は2年で設定しても4年で設定してもいい時期だったので。今回は、きちっとどの委員さんも4年で。

〔契約案件〕

記者　学校給食センター、68億の契約案件になりますけれど、これは予算は来年の当初からですか。

市担当者　債務負担行為といいまして、契約ができるようにするもので、実際に予算が出てくるのは31年からです。

記者　ここで契約案件で議案で承認してしまうと、平成46年までの全部を認めちゃうということになるんですね。

市担当者　なりますね。

記者　予算を毎年度あげていくけれども、ここが一発勝負になるわけですね。

〔人事案件〕

記者 教育委員なんですけど、この間一度に何人でしたっけ。

市担当者 6人。

記者 減るんですか。

市長 定員8名なんですけど、今回2名で、1名ちょっと空きになってます。補充していこうと思っ
ますけども。

記者 現在は8名。

市長 8名です。3名が時期が来られたんですけど、そのうち2名が引き続きやっていただくとい
うことです。もう1名は外れられて、別の方を、今回は間に合わないんですけど、いつかどこかで提案さ
せていただこうと思ってます。

副市長 一挙に4人なり5人の方が4年の任期が来ますと、その時に一気に変わってしまうので、最
初から2年の任期の方もあえてあったんです。

記者 同時になったんだけど、その中の公募の方に期限に差があったと。

副市長 そういうことです。

記者 止められたのは事情があったんですか。あまり聞かないんですけど。

市長 仕事の関係もありますけど、年齢のこととか、われわれはもっとやっていただきたかったん
ですが、少し若い人ということで、後進にというお話がありました。

〔指定管理の指定〕

記者 ふるさとミュージアムの指定管理者が更新のようですが、これは、もともと改めて何か審査を
したんですか。継続ですけれども。

市長 プロポーザルです。

記者 それで同じところになった、結果的になった。

市長 そういうことです。

(了)